

重要事項説明書

Ver 1.1

記入年月日	2023 年 7 月 1 日
記入者名	山本 晃弘
所属・職名	施設長
取込種別	1 追加
被災確認事業所番号	

1 事業主体概要

種類	2 法人	
	※法人の場合、その種類	9 その他法人
名称	しゅうきょうほうじん あみだじ (ふりがな)	
	宗教法人 阿弥陀寺	
法人番号	法人番号有無	1 有
	法人番号	8040005000488
主たる事務所の所在地	〒 260 - 0844	
	千葉県千葉市中央区千葉寺町33番地	
連絡先	電話番号	043 - 265 - 3820
	FAX番号	043 - 265 - 7182
	メールアドレス	info @ keirouen.jp
	ホームページ有無	1 有
	ホームページアドレス	http:// keirouen.jp
代表者	氏名	宇野 弘宣
	職名	代表役員
設立年月日	1976 年 10 月 27 日	
主な実施事業	※別添1 (別の実施する介護サービス一覧表)	

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな) けいろうえんなーしんぐう” いらひがしふなぼし				
	敬老園ナーシングヴィラ東船橋				
所在地	〒	273	-	0862	
	千葉県船橋市駿河台 2 丁目29番29号				
所在地 (建物名等)	敬老園ナーシングヴィラ東船橋				
市区町村コード	都道府県	千葉県	市区町村	122041 船橋市	
主な利用交通手段	最寄駅	JR総武線 東船橋 駅			
	交通手段と所要時間	東船橋駅北口下車。新京成バス「飯山満駅」行で駿河台」停留所下車、約400m (徒歩約5分)			
連絡先	電話番号	047	-	424	- 4121
	FAX番号	047	-	425	- 2870
	メールアドレス	east-keirouen @ silk.ocn.ne.jp			
	ホームページ有無	1 有			
	ホームページアドレス	http://	keirouen.jp		
管理者	氏名	山本 晃弘			
	職名	施設長			
建物の竣工日		1993	年	11	月 30 日
有料老人ホーム事業の開始日		1994	年	2	月 1 日

(類型) 【表示事項】

類型	1 介護付（一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合）					
1 又は 2 に該当する 場合	介護保険事業者番号	1270900556				
	指定した自治体名	千葉県（船橋市）				
	事業所の指定日	2000	年	2	月	1 日
	指定の更新日（直近）	2018	年	3	月	31 日

3 建物概要

土地	敷地面積	2027	m ²		
	所有関係	1 事業者が自ら所有する土地			
		2 事業者が賃借する土地の場合			
		賃借の種別			
		抵当権の有無			
		契約期間	開始		
			年	月	日
			終了		
年	月	日			
契約の自動更新					
建物	延床面積	全体	1992.47	m ²	
		うち、老人ホーム部分	1992.47	m ²	
	耐火構造	1 耐火建築物			
		3 その他の場合			
	構造	1 鉄筋コンクリート造			
		4 その他の場合			

	所有関係	1 事業者が自ら所有する建物				
		2 事業者が賃借する建物の場合				
		賃貸の種別				
		抵当権の有無				
		契約期間		開始		
				年	月	日
				終了		
年	月	日				
契約の自動更新						
居室の状況	居室区分 【表示事項】	2 相部屋あり				
		2 相部屋ありの場合				
		最少	1	人部屋		
	最大	4	人部屋			
		トイレ	浴室	面積	戸数・室数	区分
	タイプ1	2 無	2 無	8.37 m ²	52	3 介護居室個室
	タイプ2	2 無	2 無	8.37 m ²	2	3 介護居室個室
	タイプ3	2 無	2 無	18.08 m ²	2	3 介護居室個室
	タイプ4	2 無	2 無	18.62 m ²	3	3 介護居室個室
	タイプ5	2 無	2 無	13.02 m ²	2	3 介護居室個室
	タイプ6	2 無	2 無	33.2 m ²	2	4 介護居室相部屋
タイプ7	2 無	2 無	33.2 m ²	1	5 一時介護室	
タイプ8			m ²			
タイプ9			m ²			
タイプ10			m ²			

共用施設	共用便所における便房	21	ヶ所	うち男女別の対応が可能な便房	21	ヶ所
				うち車椅子等の対応が可能な便房	16	ヶ所
	共用浴室	1	ヶ所	個室	0	ヶ所
				大浴場	1	ヶ所
	共用浴室における介護浴槽	2	ヶ所	チェアー浴	0	ヶ所
				リフト浴	1	ヶ所
				ストレッチャー浴	1	ヶ所
				その他	0	ヶ所
	食堂	1	あり			
	入居者や家族が利用できる調理設備	2	なし			
エレベーター	2	あり (ストレッチャー対応)				
消防用設備等	消火器	1	あり			
	自動火災報知設備	1	あり			
	火災通報設備	1	あり			
	スプリンクラー	1	あり			
	防火管理者	1	あり			
	防災計画	1	あり			
緊急通報装置等	居室	1	全ての居室あり			
	便所	1	全ての便所あり			
	浴室	1	全ての浴室あり			
	その他		一時介護室、機能訓練室			
		1	あり			
その他	ロビー、食堂 (兼 談話コーナー及びレクリエーション用スペース) 健康管理室、機能訓練室、応接室、中庭、洗濯室、駐車場					

4 サービスの内容

(全体の方針)

<p>運営に関する方針</p>	<p>敬老園は超高齢社会の訪れに備えて「ご高齢者を大切に」「みんな仲良く和」「まごころ奉仕」を園訓に、今日まで健全経営を行って参りました。 敬老園は高齢者の快適なお住まいであり続けるよう、敬老精神父母同然の介護を基本に、職員一同、チームの力を合わせたサービス提供に邁進しております。</p>
<p>サービスの提供内容に関する特色</p>	<p>介護専用型ホームとして、要介護度・医療依存度の高いご入居者とそのご家族に安心をお約束できますよう、介護・看護ともに手厚い職員配置を心掛け、質の高いサービス提供に努めております。 認知症や老年期精神疾患をお持ちの方、糖尿病からインスリン注射を必要とする方、在宅酸素療法やバイパップを装着している方、胃瘻・腸瘻など経管栄養の方、CVポートを留置したなど中心静脈栄養の方等、医療依存度の高い患者様でも敬老園なら安心してお過ごしいただけます。一方で、骨折や脳卒中後の回復期リハビリ、廃用症候群予防のためのリハビリに力を注いでおります。敬老園はお一人お一人の病態に即したサービス提供に努力を傾注する態勢を整えております。</p>
<p>入浴、排せつ又は食事の介護</p>	<p>1 自ら実施</p>
<p>食事の提供</p>	<p>2 委託</p>
<p>洗濯・掃除等の家事の供与</p>	<p>1 自ら実施</p>
<p>健康管理の供与</p>	<p>1 自ら実施</p>
<p>安否確認又は状況把握サービス</p>	<p>1 自ら実施</p>
<p>生活相談サービス</p>	<p>1 自ら実施</p>

(介護サービスの内容) ※特定施設入居者生活介護の提供を行っていない場合は省略可能

特定施設入居者生活介護 の加算の対象となるサ ービスの体制の有無	入居継続支援加算 (I)	2	なし	
	入居継続支援加算 (II)	2	なし	
	生活機能向上連携加算 (I)	2	なし	
	生活機能向上連携加算 (II)	2	なし	
	個別機能訓練加算 (I)	1	あり	
	個別機能訓練加算 (II)	2	なし	
	ADL維持等加算 (I)	2	なし	
	ADL維持等加算 (II)	2	なし	
	夜間看護体制加算	1	あり	
	若年性認知症入居者受入加算	2	なし	
	医療機関連携加算	1	あり	
	口腔衛生管理体制加算	1	あり	
	口腔・栄養スクリーニング加算	2	なし	
	科学的介護推進体制加算	2	なし	
	退院・退所時連携加算	1	あり	
	看取り介護加算 (I)	1	あり	
	看取り介護加算 (II)	2	なし	
	認知症専門ケア加算	(I)	2	なし
		(II)	2	なし

	サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	1	あり
		(Ⅱ)	2	なし
		(Ⅲ)	2	なし
	介護職員処遇改善加算	(Ⅰ)	1	あり
		(Ⅱ)	2	なし
		(Ⅲ)	2	なし
		(Ⅳ)	2	なし
		(Ⅴ)	2	なし
	介護職員等特定処遇改善加算	(Ⅰ)	1	あり
		(Ⅱ)	2	なし
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無		2 なし		
		1 ありの場合		
		(介護・看護職員の配置率)		: 1

(医療連携の内容)

医療支援 ※複数選択可	<input type="radio"/>	救急車の手配	
	<input type="radio"/>	入退院の付き添い	
	<input type="radio"/>	通院介助	
	<input type="radio"/>	その他	医療機関の選択、主治医の確保に関する助言など
1	名称	医療法人 徳洲会 千葉徳洲会病院	
	住所	〒274-0065 船橋市高根台2-11-1 TEL : 047-466-7111 (敬老園東船橋から約3.6km)	
	診療科目	内科、外科、総合診療科、消化器内科・外科、循環器内科、呼吸器内科、脳神経外科、小児科、婦人科、心臓血管外科、整形外科、泌尿器科、皮膚科、頭頸部外科、糖尿病内科、眼科、神経内科、救急科、病理診断科、緩和ケア内科	
	協力科目	標榜する診療科目	
	協力内容	通院による診療及び緊急時の対応・入院 他の医療機関に入院を要する場合の紹介	

協力医療機関	2	名称	医療法人社団白羽会 つばさ在宅クリニック
		住所	〒273-0862 船橋市駿河台1-33-8コンフィデンス駿河台201 TEL：047-411-1666（敬老園東船橋から約0.6km）
		診療科目	内科、泌尿器科
		協力科目	標榜する診療科目
		協力内容	在宅訪問診療、入院を要する場合の紹介
	3	名称	医療法人社団 千葉白報会 つだぬま在宅診療所
		住所	〒275-0026 習志野市谷津7-10-12エレル津田沼201 TEL：047-455-3761（敬老園東船橋から約1.7km）
		診療科目	内科、皮膚科、精神科、眼科、耳鼻科
		協力科目	標榜する診療科目
		協力内容	在宅訪問診療、入院を要する場合の紹介

協力歯科医療機関	1	名称	医療法人社団二の宮会 鈴木歯科医院
		住所	〒124-0025 東京都葛飾区新小岩1-2-8、第1鈴亀ビル TEL : 03-3692-0250 (敬老園東船橋から約14.4km)
		協力内容	訪問歯科診療、口腔ケア
	2	名称	
		住所	
		協力内容	

(入居後に居室を住み替える場合) ※住み替えを行っていない場合は省略可能

入居後に居室を住み替える場合 ※複数選択可	○	一時介護室へ移る場合	
		介護居室へ移る場合	
	○	その他	他の敬老園に住み替える場合
判断基準の内容	退院後や日常生活上で一時的に介護を必要とする場合、また感染症対応で一時介護室をご利用いただく場合があります。より適切な介護を提供するために必要と判断する場合は、当法人が運営する他の敬老園に住み替えていただくこともあります。		
手続きの内容	<p>一 事業者の指定する医師の意見を聴く。</p> <p>二 入居者の意思を確認する。</p> <p>三 入居者の身元引受人等の意見を聴く。(他の敬老園に住み替える場合には、上記に加えて以下の手続きを行います。)</p> <p>四 緊急已むを得ない場合を除き、一定の観察期間を設ける。</p> <p>五 入居者の権利や前払金または家賃に関して本契約に重大な変更が生じる場合は、面積の変更に伴う費用負担の増減または費用の調整の有無、提供する介護サービス等の変更の内容について、入居者及び身元引受人等に説明を行う。</p>		
追加的費用の有無	1 あり		
居室利用権の取扱い	一時介護室の利用では契約居室の利用権に変更は生じません。他の敬老園に住み替える場合は、住み替え後の居室に利用権が移動します。		
前払金償却の調整の有無	1 あり		
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	1 あり	
	便所の変更	1 あり	
	浴室の変更	1 あり	
	洗面所の変更	1 あり	
	台所の変更	1 あり	
	その他の変更	1 あり	1 ありの場合
		(変更内容)	

(入居に関する要件)

入居対象となる者 【表示事項】	自立している者	2	なし
	要支援の者	1	あり
	要介護の者	1	あり
留意事項	入居時に原則65歳以上で、要支援・要介護認定を受けている方が対象となります。		
契約解除の内容	一 入居者が死亡したとき。(入居契約第25条第1項) 二 事業者が入居契約第26条 [事業者からの契約解除] に基づいて解除を通告し、その予告期間が満了したとき。三 入居者が入居契約第27条 [入居者からの契約解除] に基づいて解除を通告し、その予告期間が満了したとき。		
事業主体から解約を求める場合	解約条項	①入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき。②管理費その他の月払い利用料の支払いを正当な理由なく、しばしば遅滞するとき。③入居契約第3条第4項の規定に違反して専用居室の転貸譲渡等に類する行為を行ったとき。④入居契約第19条に定める「禁止または制限される行為」の規定に違反したとき。⑤入居者の行動が他の入居者または設置者の役職員の生命・身体・健康・財産(設置者の財産を含む)に危険を及ぼし、或いはその危害の切迫した恐れがあり、かつ有料老人ホームにおける通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができないとき。	
	解約予告期間	90	ヶ月
入居者からの解約予告期間	30		ヶ月
体験入居の内容	1	あり	
	1	ありの場合	
	(内容)	1	あり(内容: 1泊2日3食付 5,500円)
入居定員	74		人
その他	<p>【短期解約特例】</p> <p>入居日の翌日から3か月以内に於て、入居者から事業者に対し解約届を以て契約解除の申し出がなされた場合及び入居日の翌日から3か月以内に死亡して契約終了となった場合には、入居契約第31条に基づいて受領済みの前払金を入居者に返還します。但し、入居日から起算して解約となった日までの利用料及び原状回復費用を事業者にお支払いいただきます。</p> <p>※返還金の算定式は後述の6. 利用料金の項をご参照ください。</p>		

5 職員体制

※ 有料老人ホームの職員について記載すること（同一法人が運営する他の事業所の職員については記載する必要はありません）。

（職種別の職員数）

	職員数（実人数）			常勤換算人数 ※1 ※2
	合計	常勤	非常勤	
管理者	1	1	0	1
生活相談員	1	1	0	1
直接処遇職員	29	20	9	25.4
介護職員	25	16	9	21.4
看護職員	4	4	0	4
機能訓練指導員	1	1	0	1
計画作成担当者	2	2	0	1
栄養士				
調理員				
事務員	2	2	0	1.7
その他職員	7	0	7	4.5
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数 ※2				40 時間
※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。 ※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要				

（資格を有している介護職員の人数）

	合計		
		常勤	非常勤
社会福祉士	0	0	0
介護福祉士	21	15	6
実務者研修の修了者	0	0	0
初任者研修の修了者	5	2	3
介護支援専門員	0	0	0

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師	0	0	0
理学療法士	1	1	0
作業療法士	0	0	0
言語聴覚士	0	0	0
柔道整復士	0	0	0
あん摩マッサージ指圧師	0	0	0
はり師	0	0	0
きゅう師	0	0	0

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間	(16 時 30 分 ~ 9 時 0 分)		
	平均人数		最少時人数 (休憩者等を除く)
看護職員	0	人	0 人
介護職員	3	人	2 人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	契約上の職員配置比率※ 【表示事項】	c 2.5 : 1 以上
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数 : 常勤換算職員数)	2 : 1

※ 広告、パンフレット等における記載内容に合致するものを選択

外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制 (外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	ホームの職員数	0 人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務		2 なし							
	業務に係る資格等	2 なし								
		1 ありの場合								
	資格等の名称									
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0
前年度1年間の退職者数	3	1	2	2	0	0	0	0	0	0
に業務に 応じた 従事した 職員の 経験年数 の人数	1年未満	1	0	0	3	0	0	0	0	0
	1年以上 3年未満	1	0	6	2	0	0	0	0	0
	3年以上 5年未満	0	0	4	1	3	0	0	0	1
	5年以上 10年未満	1	0	0	1	0	0	1	0	1
	10年以上	1	0	6	2	0	0	0	0	0
従業者の健康診断の実施状況										

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態 【表示事項】	1 利用権方式	
利用料金の支払い方式 【表示事項】	4 選択方式	
	4 選択方式の場合、該当する方式を全て選択	
	<input type="radio"/>	全額前払い方式
	<input type="checkbox"/>	一部前払い・一部月払い方式
	<input type="radio"/>	月払い方式
年齢に応じた金額設定	1 あり	
要介護状態に応じた金額設定	2 なし	
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い	2 日割り計算で減額	
	3 不在期間が○日以上の場合に限り、日割り計算で減額の場合	
		不在期間が <input type="text"/> 日以上
利用料金の改定	条件	入居時に一括前払いされる前払い金を除き、管理費・月払い家賃・食費その他の月払利用料（入居契約第23条）については設置者において改定する可能性があります。
	手続き	費用の改訂にあたっては、利用料の収支状況や目的施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案した改定理由について、入居契約第7条に定める運営懇談会の意見を聴きます。 尚、改定料金は入居者・連帯保証人・身元引受人へ事前に通知します。

(利用料金のプラン【代表的なプランを2例】)

		プラン1	プラン2	
入居者の状況	要介護度	要介護3	要介護3	
	年齢	86 歳	86 歳	
居室の状況	床面積	33.2 m ²	8.37 m ²	
	便所	2 無	2 無	
	浴室	2 無	2 無	
	台所	2 無	2 無	
入居時点で必要な費用	前払金	0 円	3,160,000 円	
	敷金	0 円	0 円	
月額費用の合計		224,021 円	197,855 円	
家賃		26,166 円	0 円	
サービス費用	特定施設入居者生活介護※1の費用	26,145 円	26,145 円	
	介護保険外※2	食費	61,710 円	61,710 円
		管理費	110,000 円	110,000 円
		介護費用	0 円	0 円
		光熱水費	実費 円	実費 円
		その他	実費 円	実費 円

※1 介護予防・地域密着型の場合を含む。

※2 有料老人ホーム事業として受領する費用(訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない)

(利用料金の算定根拠)

費目	算定根拠
家賃	家賃は当該施設の整備に要した費用、大規模修繕費、固定資産税、火災保険料、物価変動費等を含む当該施設の総事業費を積算して延床面積で除したm ² 単価を居室面積に乗じて算定したものです。
敷金	家賃の0ヶ月分
介護費用 ※介護保険サービスの自己負担額は含まない。	※介護保険サービスの自己負担額は含まない。 介護保険利用者負担以外の介護費用は徴収しません。

管理費	管理費は事務部門の人件費・事務費、入居者に対する日常生活支援サービス提供のための人件費・事務費、共用施設の維持管理費、備品・消耗品費を内容とします。
食費	前記の食費合計額は食堂にて1日3食30日間喫食した場合の費用であり、実際の食数に応じて食費合計額は変動します。 (内訳： 朝食464円、昼食680円、夕食913円／1日合計2,057円)
光熱水費	契約居室毎に。メーターが設置されていないため、介護居室の水道光熱費は1人一律3,300円／月の定額制です。 専用電話回線を設置される場合の電話代は各戸でご負担いただきます
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2
その他のサービス利用料	<ul style="list-style-type: none"> ○施設による立替金（医療機関受診入院及び処方薬の患者負担、買い物代行 による物品購入代金、訪問理美容利用料等) ○介護保険利用者負担 ○施設が提供する場合のオムツ代金 ○一部レクリエーション活動の参加費及び消耗品費

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

※ 特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

費目	算定根拠
特定施設入居者生活介護※に対する自己負担額	介護保険法に基づく要介護度に応じた基本報酬P4の4. サービスの内容（介護サービスの内容）に記載した各種加算項目を合算した介護法主総額に対する利用者負担分
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乘せサービス）	介護保険給付対象外一時金、或いは月払いの上乗せ介護費用は徴収しません
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略可能

算定根拠	老人福祉法令等に基づき、厚生労働省発表の簡易生命表に示される男女別・年齢別の平均余命及び厚生労働省事務連絡(H24.3.16)に即した公益社団法人全国有料老人ホーム協会の試算プログラムに従って算出した想定居住期間にわたる家賃の全てを一括前払いいただきます。	
想定居住期間(償却年月数)	60～108	ヶ月
償却の開始日	入居日	
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額(初期償却額)	入居時年齢による初期償却率に応じて 466,900～3,791,200	円
初期償却率	23～28	%

返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了	<p>入居日の翌日から3ヶ月以内に、事業者に対して解約届を以て契約解除を行った場合、及び入居日の翌日から3月以内に死亡して契約終了となった場合には、老人福祉法施行規則に則り、入居契約第45条により、以下の要領で受領済みの前払金を返還します。返還金＝【前払金】－【入居日から起算して契約終了日迄の利用料】契約終了日までの利用料とは、老人福祉法施行規則第21条第2項第1号に基づき、入居契約第31条に定める1日あたりの利用料で、以下の通り算出します。</p> <p>1日あたり利用料＝【前払金－初期償却額】 <small>償却期間日数</small></p>	
	入居後3月を超えた契約終了	<p>前払金の償却期間内に契約を終了した場合は、以下の計算式に基づき、未償却残高を無利息で居室明け渡しの翌日より6月経過後の末日に返還します。【（前払金）－（初期償却額）×（契約終了日から想定居住期間満了日までの日数）÷（入居日の翌日から想定居住期間満了日までの日数）】</p>	
前払金の保全先	1 全国有料老人ホーム協会		
	1 全国有料老人ホーム協会以外の場合	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td></td> </tr> </table>	名称
名称			

7 入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】

(入居者の人数)

性別	男性	16	人
	女性	35	人
年齢別	65歳未満	2	人
	65歳以上75歳未満	5	人
	75歳以上85歳未満	12	人
	85歳以上	32	人
要介護度別	自立	0	人
	要支援1	0	人
	要支援2	0	人
	要介護1	1	人
	要介護2	5	人
	要介護3	13	人
	要介護4	19	人
	要介護5	13	人
入居期間別	6ヶ月未満	12	人
	6ヶ月以上1年未満	4	人
	1年以上5年未満	24	人
	5年以上10年未満	6	人
	10年以上15年未満	2	人
	15年以上	3	人

(入居者の属性)

平均年齢	85.4	歳
入居者数の合計	51	人
入居率※	68.9	%
※ 入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。		

(前年度における退去者の状況)

退居先別の人数	自宅等	1	人
	社会福祉施設	0	人
	医療機関	1	人
	死亡	19	人
	その他	0	人
生前解約の状況	施設側の申し出	0	人
		(解約事由の例)	
	入居者側の申し出	2	人
		(解約事由の例) 自宅への退居 1人、医療機関入院 1人。	

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況)

窓口1										
窓口の名称		苦情処理担当者 施設長：山本晃弘								
電話番号		047	-	424	-	4121				
対応している時間	平日	9	時	0	分	～	17	時	0	分
	土曜	9	時	0	分	～	17	時	0	分
	日曜・祝日	9	時	0	分	～	17	時	0	分
定休日		無し								

窓口2										
窓口の名称		敬老園本部 経理部長：永山悦之								
電話番号		043	-	265	-	3820				
対応している時間	平日	9	時	0	分	～	17	時	0	分
	土曜	9	時	0	分	～	17	時	0	分
	日曜・祝日	9	時	0	分	～	17	時	0	分
定休日		無し								
窓口3										
窓口の名称		公益社団法人 全国有料老人ホーム協会								
電話番号		03	-	3272	-	3781				
対応している時間	平日	10	時	0	分	～	17	時	0	分
	土曜		時		分	～		時		分
	日曜・祝日		時		分	～		時		分
定休日		土曜・日曜・祝日								
窓口4										
窓口の名称		千葉県国民健康保険団体連合会								
電話番号		043	-	254	-	7428				
対応している時間	平日	9	時	0	分	～	17	時	0	分
	土曜		時		分	～		時		分
	日曜・祝日		時		分	～		時		分
定休日		土曜・日曜・祝日								
窓口5										
窓口の名称										
電話番号			-		-					
対応している時間	平日		時		分	～		時		分
	土曜		時		分	～		時		分
	日曜・祝日		時		分	～		時		分
定休日										

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	1 あり	
	1 ありの場合	
	その内容	公益社団法人全国有料老人ホーム協会の「有料老人ホーム損害賠償責任保険」に加入しており、介護等サービス提供上の事故により入居者の身体・生命・財産に損害が発生した場合、不可抗力による場合を除いて賠償されます。
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	1 あり	
	1 ありの場合	
	その内容	事故対応マニュアルに基づき、入居者のご家族に連絡すると共に、必要に応じて協力医療機関または入居者の主治医等、適切な医療機関を受診する。
事故対応及びその予防のための指針	1 あり	

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	1 あり	
	1 ありの場合	
	実施日	2019/7/21
	結果の開示	1 あり
第三者による評価の実施状況	1 あり	
	1 ありの場合	
	実施日	2012/2/10
	評価機関名称	NPO福祉経営ネットワーク
	結果の開示	1 あり

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	2 入居希望者に交付
管理規程	2 入居希望者に交付
事業収支計画書	1 入居希望者に公開
財務諸表の要旨	3 公開していない
財務諸表の原本	1 入居希望者に公開

10 その他

運営懇談会	1 あり	
	1 ありの場合	
	(開催頻度) 年 2 回	
	2 なしの場合	
提携ホームへの移行 【表示事項】	1 あり	
	1 ありの場合	
	提携ホーム名	他の敬老園 ※詳細はP.5「入居後に居室を住み替える場合」の項をご参照ください。
	1 代替措置ありの場合 (内容)	
有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出	1 あり	
高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録	2 なし	
有料老人ホーム設置運営指導指針「5. 規模及び構造設備」に合致しない事項	1 あり	
	1 ありの場合	
	合致しない事項がある場合の内容	個室の整備（多床室の存在）、並びに居室面積（一部の個室及び多床室の面積）について船橋市有料老人ホーム設置運営指導指針に適合しないが、平成12年4月1日 介護保険法施行以前の建築物であり、構造上の改善を行うことができません。
	「6. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	
有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項	なし	

	不適合事項がある 場合の内容	
--	-------------------	--

備考



添付書類： 別添1（別に実施する介護サービス一覧表）
別添2（個別選択による介護サービス一覧表）

※ _____ 様

説明年月日 _____ 年 月 日

説明者署名 _____

※ 契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

別添 1 事業主体が当該都道府県、指定都市、中核市内で実施する他の介護サービス等

介護サービスの種類	有無	主な事業所の名称	所在地	併設	隣接
＜居宅サービス＞					
訪問介護	2 無				
訪問入浴介護	2 無				
訪問看護	2 無				
訪問リハビリテーション	2 無				
居宅療養管理指導	2 無				
通所介護	2 無				
通所リハビリテーション	2 無				
短期入所生活介護	2 無				
短期入所療養介護	2 無				
特定施設入居者生活介護	1 有	敬老園ナーシング ヴィラ東船橋 の み	船橋市駿河台 2-29-29		
福祉用具貸与	2 無				
特定福祉用具販売	2 無				
＜地域密着型サービス＞					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2 無				
夜間対応型訪問介護	2 無				

地域密着型通所介護	2	無				
認知症対応型通所介護	2	無				
小規模多機能型居宅介護	2	無				
認知症対応型共同生活介護	2	無				
地域密着型特定施設入居者生活介護	2	無				
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2	無				
看護小規模多機能型居宅介護	2	無				
居宅介護支援	2	無				
＜居宅介護予防サービス＞						
介護予防訪問入浴介護	2	無				
介護予防訪問看護	2	無				
介護予防訪問リハビリテーション	2	無				
介護予防居宅療養管理指導	2	無				
介護予防通所リハビリテーション	2	無				
介護予防短期入所生活介護	2	無				
介護予防短期入所療養介護	2	無				
介護予防特定施設入居者生活介護	1	有	敬老園ナーシング ヴィラ東船橋の み	船橋市駿河台2-29-29		

介護予防福祉用具貸与	2	無				
特定介護予防福祉用具販売	2	無				
＜地域密着型介護予防サービス＞						
介護予防認知症対応型通所介護	2	無				
介護予防小規模多機能型居宅介護	2	無				
介護予防認知症対応型共同生活介護	2	無				
介護予防支援	2	無				
＜介護保険施設＞						
介護老人福祉施設	2	無				
介護老人保健施設	2	無				
介護療養型医療施設	2	無				
介護医療院	2	無				
＜介護予防・日常生活支援総合事業＞						
訪問型サービス	2	無				
通所型サービス	2	無				
その他生活支援サービス	2	無				

別添2

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む）の指定の有無							1 あり
	特定施設入居者生活介護費で、実施するサービス(利用者一部負担※1)	個別の利用料金で、実施するサービス(利用者が全額負担)	包含※2			料金※3	備 考
			都度※2				
介護サービス							
食事介助	1 あり	2 なし					
排泄介助・おむつ交換	1 あり	2 なし					
おむつ代		1 あり		○	実費負担	種類別価格表を施設内に掲示	
入浴（一般浴）介助・清拭	1 あり	2 なし				週3回まで	
特浴介助	1 あり	2 なし				週2回まで	
身辺介助（移動・着替え等）	1 あり	2 なし					
機能訓練	1 あり	2 なし					
通院介助	2 なし	1 あり		○	看護1,650円、介護1,100円/60分	介護保険による通院介助は週1回まで。協力医療機関以外は左記付添料+交通費実費	
生活サービス							
居室清掃	1 あり	2 なし					
リネン交換	1 あり	2 なし					
日常の洗濯	1 あり	2 なし					
居室配膳・下膳	1 あり	2 なし					
入居者の嗜好に応じた特別な食事		2 なし					
おやつ		1 あり	○				
理美容師による理美容サービス		1 あり		○	実費負担	訪問理美容リビスタッフ価格表を施設内に掲示	
買い物代行	1 あり	1 あり		○	660円/60分	通常利用範囲以外は左記料金+交通費実費	
役所手続き代行	1 あり	2 なし					
金銭・貯金管理		2 なし					
健康管理サービス							
定期健康診断		1 あり	○	○	実費負担	年2回の中、1回は管理費に包含・1回は自己負担	
健康相談	1 あり	2 なし					
生活指導・栄養指導	1 あり	2 なし					
服薬支援	1 あり	2 なし					
生活リズムの記録(排便・睡眠等)	1 あり	2 なし					

入退院時・入院中のサービス						
入退院時の同行	1 あり	1 あり		○	看護1,650円、介護1,100円/60	協力医療機関以外は左記付添料+交通費実費
入院中の洗濯物交換・買い物	1 あり	2 なし				
入院中の見舞い訪問	1 あり	2 なし				

※1:利用者の所得等に応じて負担割合が変わる(1割又は2割の利用者負担)。

※2:「あり」を記入したときは、各種サービスの費用が、月額サービス費用に含まれる場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、いずれかの欄に○を記入する。

※3:都度払いの場合、1回あたりの金額など、単位を明確にして記入する。